

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年6月8日提出

逗子市長 平井 竜一

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約の変更について、次のとおり専決処分する。

平成29年5月11日

逗子市長 平 井 竜 一

平成28年9月28日議案第44号をもって工事請負契約の締結について議決を得た第3系列水処理設備改築工事について、設計変更の必要性が生じたため、次のとおり変更する。

- 1 契約金額 変更前 8億6,184万円  
変更後 8億6,668万4,880円
- 2 しゅん工期限 変更なし
- 3 契約の相手方 神奈川県横浜市中区尾上町1丁目6番地  
株式会社クボタ横浜支店  
支店長 菅原 吉隆